

## 第2部 各局主要政策

### 第1章 内局

第1節 経済産業政策局	136
1. 総論：2017年度の成長戦略等の動きについて	136
1. 1. 未来投資戦略の取りまとめと新しい経済政策パッケージの策定	136
1. 2. 未来投資会議等の開催と来年度の改訂に向けて	136
1. 3. 規制改革	136
1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について	137
2. 産業の新陳代謝	138
2. 1. 産業競争力強化法	138
2. 2. 株式会社産業革新機構	139
2. 3. 新産業構造部会	139
2. 4. 架け橋プロジェクト	140
2. 5. ベンチャー投資促進税制	141
2. 6. ベンチャー創造協議会	141
3. 産業金融政策	141
3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務	141
3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	141
3. 3. 金融機能強化に関する検討・調査の実施	141
3. 4. ローカルベンチマーク	142
3. 5. 産業・金融・IT融合（FinTech）に関する検討	142
3. 6. 持続的成長に向けた長期投資	142
4. 産業人材政策	142
4. 1. 背景	142
4. 2. 総論	143
4. 3. 経済産業省で本年実施した雇用・人材施策	143
5. 知的財産政策	145
5. 1. 第四次産業革命に向けた新たな制度の検討	145
5. 2. 営業秘密保護のための取組	146
5. 3. 知的資産経営の推進	146
6. 企業法制的課題に関する取組・企業会計	146
6. 1. コーポレート・ガバナンスに関する取組	146
6. 2. 企業会計	148
6. 3. 開示・企業と投資家との対話	148
6. 4. 企業の社会的責任（CSR）	150
7. 競争政策	150
7. 1. 概要	150

7. 2. 2017年度の主な取組	151
8. 女性の活躍推進等	151
8. 1. 女性活躍推進に向けた取組	151
8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組	152

## 第1節 経済産業政策局

### 1. 総論：2017年度の成長戦略等の動きについて

#### 1. 1. 未来投資戦略の取りまとめと新しい経済政策パッケージの策定

##### (1) 未来投資戦略の取りまとめ

経済再生の司令塔として設置された日本経済再生本部と、その下に置かれた未来投資会議において、アベノミクス3本目の矢である成長戦略の取りまとめに向けた議論が行われ、2017年6月9日「未来投資戦略2017 - Society5.0の実現に向けた改革-」（以下、「未来投資戦略2017」という。）が閣議決定された。2013年に「日本再興戦略」が策定されて以来、「できるはずがない」と思われてきた改革を実現してきた。政権交代以降、労働市場では就業者数は185万人近く増加し、20年来最高の雇用状況を生み出した。企業は史上最高水準の経常利益を達成するとともに、設備投資はリーマンショック前の水準に回復し、倒産は90年以來の低水準となっている。経済の好循環は着実に拡大している。しかし、民間の動きはいまだ力強さを欠いており、この長期停滞を打破し、中長期的な成長を実現するため、近年急激に起きている第4次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society5.0」の実現に向けた改革を行うこと等を盛り込んだ「未来投資戦略2017」を策定した。

経済産業省としては、2017年5月に策定した「新産業構造ビジョン」を踏まえ、第4次産業革命が進展する中で、成長の鍵となるデータ、人材、企業のつながりや連携といった「Connected Industries」を後押しすることで、日本経済の成長に取り組んでいく方向性を示した。

##### (2) 新しい経済政策パッケージ

2017年12月8日、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。「生産性革命」を世界に先駆けて実現することを2020年までの中期的な課題と位置付け、3年間を集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組むための施策が盛り込まれた。

経済産業省としては、我が国産業の生産性を短期間に向上させるための措置として、プロジェクト型「規制の

サンドボックス」制度の創設、IoT投資の減税、中小企業の設備投資の促進などに取り組んでいくこととした。

#### 1. 2. 未来投資会議等の開催と来年度の改訂に向けて

##### (1) 未来投資会議等の開催と進捗状況の確認

2017年9月以降、成長戦略の更なる深化、加速化を図るため、経済再生担当大臣を座長とし、個別の議題について分野別に集中的な調査審議を行う構造改革徹底推進会合において、集中的な議論が実施された。経済産業省としては、医療・介護分野における保険外サービスの活用、中小企業・小規模事業者の生産性向上などについての施策の方向性を示した。

また、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、これから当面3年間に実施する規制・制度改革を中心とした施策を記載した「産業競争力の強化に関する実行計画(2018年版)」及び昨年版の実行計画に掲げた各施策について、進捗、実施の状況を詳細に記載した「平成29年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」が、2018年2月6日に閣議決定された。

##### (2) 2018年年央の改訂に向けて

その後も、未来投資会議や構造改革徹底推進会合により、次期成長戦略の策定に向けた重要テーマごとの検討が深められた。経済産業省としては、無人自動走行の事業化に向けた政府の取組などについて方向性を示した。

#### 1. 3. 規制改革

##### (1) 規制改革推進会議

規制改革推進会議の前身である規制改革会議は2013年1月18日に内閣府に設置され、その下に2014年7月から、5つのワーキング・グループ(「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」、「地域活性化」)が設置された。これらの会議体で行われた議論を踏まえた上で、2017年6月9日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、直ちに改革に着手する事項及び期限が定められた。具体的には、介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせの実現、IT時代の遠隔診療、貨物運送事業規制改革等についての方針が決定された。

規制改革会議は内閣府本府組織令の附則によって設置期限が2016年7月31日までとされており、2016年9

月からは規制改革推進会議と行政手続部会が新たに内閣府に設置された。2017年9月からは、「待機児童解消」、「電波制度改革」、「森林・林業改革」を短期集中で早期に結果を出すべき重要事項に決定し、11月29日にて「規制改革推進に関する第2次答申」がとりまとめられた。経済産業省に関係する事項としては、譲渡制限特約が付された債権譲渡の促進、エネルギー分野の規制改革等についてワーキンググループで議論がされている。

行政手続部会においては、団体等や事業者に対してヒアリングやアンケート調査を行い、2017年3月にとりまとめが行われ、各省の事業者の行政手続コストを3年間で2割削減することとされている。

## (2) 特別区域制度

### (ア) 総合特別区域制度

総合特別区域制度とは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援することで、先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中させる制度である。

具体的には、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を目指した「国際戦略総合特区」、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を目指した「地域活性化総合特区」の2種類の総合特別区域（総合特区）から成り立っている。

2017年6月、11月及び2018年3月に行われた第19回・20回・21回認定においては、計9件の地域活性化総合特区の計画変更が認定された。

経済産業省は、第20回・21回認定において、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区における緑地面積率等の基準の緩和（工場立地法）等に関する計画変更について同意した。

### (イ) 国家戦略特別区域制度

国家戦略特別区域制度とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する制度である。

具体的には、自動走行・ドローン実証ワンストップセンターの設置を始めとした計283件の事業が認定され

た。

## 1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。2016年度から新たに第4期中期目標期間（2016年度から2019年度までの4年間）がスタートし、第4期中期目標に示した経済産業政策の3つの中長期的な視点に沿った研究活動を開始した。

「経済産業政策の3つの中長期的な視点」

- 1 世界の中で日本の強みを育てていく
- 2 革新を生み出す国になる
- 3 人口減を乗り越える

2017年度の研究成果は、経済産業省の「通商白書」、「中小企業白書」みならず、内閣府、総務省、厚生労働省等の他省庁の白書、審議会資料等にも引用されるなど、広く国の政策立案に貢献した。

第4期中期目標期間から、経済産業省の政策立案との連携を強化するため、研究計画の策定段階から経済産業省とRIETI研究者との意見交換の機会をこれまで以上に充実させた。また、RIETIの研究員に対して、経済産業省からの相談・問合せ等に対応するアクセスポイントとして「政策アドバイザー」を17名配置した。これにより、相談・問合せ件数が138件となり、学術的知見の提供の機会が増大した。

国内外の研究機関との連携に当たっては、シンポジウム、セミナー及びワークショップ等について共同開催を増やし、よりタイムリーなテーマで開催するよう連携強化を進め、ネットワーク拡大に向けた開拓を行った。（英国 Centre for Economic Policy Research (CEPR)、VoxEU (CEPR)、台湾経済研究院 (TIER)、韓国産業研究院 (KIET) と、ANU AJRC (オーストラリア国立大学豪日研究センター) と共催でセミナー等を開催。

## 2. 産業の新陳代謝

### 2. 1. 産業競争力強化法

#### (1) 概要

産業競争力強化法はアベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生することで、バブル崩壊から20年以上続く低迷とデフレから早期に脱却させ、持続的な経済成長を実現させることを背景に2014年1月20日に施行された。

具体的には、日本経済における、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」の3つの歪みを是正すべく、「過剰規制」を打破するための規制改革の推進や、「過小投資」「過当競争」の是正につながる「産業の新陳代謝」の促進などにより、我が国の産業競争力の強化を図っている。

#### (2) 個別施策の実績

##### (ア) 事業再編の促進

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせ、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るためには「事業再編」を進めやすい環境整備が重要である。このため、前向きな事業再編に取り組む企業に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

認定を受けた事業再編によって、世界市場で勝ち抜く競争力の獲得や地方経済の活性化を通じた日本企業の生産性の向上が期待される。

(2017年3月31日時点)

##### (イ) 生産性向上設備投資促進税制

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図るために制定した、先端の機械装置や生産ライン、オペレーションの改善に資する設備についての税制措置。利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまでの幅広い設備が対象となっており、3月末時点で実に140万件を超える設備導入につながっている。

	認定件数 (累計)		認定件数 (2017年度)	
	経済産業省	他省庁	経済産業省	他省庁
事業再編計画	24件	27件	5件	9件
特定事業再編計画	4件	1件	0件	0件

	証明書発行件数(A類型)/ 認定件数(B類型) (累計)	証明書発行件数(A類型)/ 認定件数(B類型) (2017年度)
先端設備(A類型)	1,412,550件	47,429件
生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(B類型)	35,554件	
	(総額12兆4,737億円分)	

(2018年3月31日時点)

##### (ウ) 事業再生ADR制度

本制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度。企業の早期事業再生を支援するため、中立的な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、その際の双方の税負担を軽減することで債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。

2018年3月末までに217社(64件)件の手続利用申請があり、簡易デューデリジェンスの実施後、205社(52件)を受理した。このうち188社で事業再生計画案に対し債権者全員が合意して成立した。

##### (エ) 企業単位での規制改革スキーム

グリーゾーン解消制度・新事業特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度。グリーゾーン解消制度は、

具体的な事業計画に即して規制の適用有無を確認できる制度。新事業特例制度は新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度となっている。

2017年度は、新事業特例制度では、「物流用電動アシスト自転車の公道走行」の実証結果を踏まえて、規制が緩和された。

また、グレーゾーン解消制度では、「薬局における待ち時間を短縮する薬剤の販売方法の導入」において、薬剤師が諸条件を確認するうえで、患者に薬剤の調製前に服薬指導を行い、その後調剤した薬剤の郵送等を行うサービスが可能になるなど、本制度を活用した事業が全国的に実施されている。

新事業特例	<累計> 11件 (中小企業6事業者を含む16事業者)	11件
	<2017年度> 0件 (0事業者)	0件
グレーゾーン	<累計> 117件 (中小企業80事業者を含む123事業者)	113件
	<2017年度> 21件 (中小企業18事業者を含む22事業者)	19件

(2018年3月31日時点)

## 2. 2. 株式会社産業革新機構

### (1) 機構の概要

我が国の次世代の国富を担う産業の創出に向けて、社会的ニーズに対応した成長市場において、産業や組織の枠を超えて技術等の経営資源を結集すること(オープンイノベーション)により、新たな付加価値を創出する事業活動等に対する出資等の支援を行うべく、2009年7月に株式会社産業革新機構を設立した。2014年に産業

競争力強化法に基づく設置法人となって以後、政府の成長戦略の一翼を担う組織として、ベンチャー投資にも力を入れている。

### (2) 機構の実績

2016年度において、アーリーステージやベンチャー企業等への新規投資を13件、追加投資が5件、海外経営資源の活用に関する新規投資を1件、事業の再編・統合に関する新規投資を1件、追加投資1件を行った結果、当初の設立以来、累計で129件、1兆493億円億円の投資の決定となっている。

## 2. 3. 新産業構造部会

### (1) 設置趣旨

I o T、ビッグデータ、人工知能等による変革に的確に対応するため、「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき、官民が共有できるビジョンを策定するとともに、官民に求められる対応について検討を進めるために、産業構造審議会に新産業構造部会を設置した(2015年9月17日)。

### (2) 主な検討内容

本研究会は、2017年5月までに計17回の研究会を開催し、主要領域(ものづくり革新領域、流通・小売・物流領域、金融、医療・健康・介護、メディア・コンテンツ、観光、農業、エネルギー・スマートコミュニティ等)、領域横断型の検討課題(技術・イノベーション、企業経営と資金循環、人材、教育、等)、戦略4分野(移動する、健康を維持する・生涯活躍する、スマートに生み出す・手に入れる、スマートに暮らす)、及び新たな経済社会システム(人材育成・活用システム、新陳代謝システム、社会保障システム、ルールの高度化、経済の新陳代謝システム、ローカル、グローバルへの拡がり)について議論を行った。

◇第1回 新産業構造部会の検討とミッション

◇第2回 欧米企業の動向

◇第3回 第4次産業革命への対応の方向性  
・主要領域についての議論

(ものづくり革新領域、流通・小売・物流領域)

◇第4回 第4次産業革命への対応の方向性

- ・主要領域についての議論  
(金融、医療・健康・介護、メディア・コンテンツ)
- ・官民の戦略的取組の進捗へ向けて
- ◇第5回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・主要領域についての議論  
(観光、農業、エネルギー・スマートコミュニティー)
  - ・領域横断型の検討課題 (人材、教育)
- ◇第6回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・領域横断型の検討課題  
(技術・イノベーション、企業経営と資金循環)
  - ・産業構造変革の方向性について
- ◇第7回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・データ利活用等に関する制度・ルールについて
  - ・データ利活用と保護 (知的財産政策を含む) / 競争政策について
  - ・今後のサイバーセキュリティ政策について
  - ・産業構造の円滑な転換について
  - ・変革の経路 (樹形図・ロードマップ) の検討
  - ・第4次産業革命に対応した規制改革について
  - ・産業構造の円滑な転換について
  - ・行政サービス分野における対応について
- ◇第8回 「新産業構造ビジョン」中間整理
- ◇フォローアップ会議
- ◇第9回 戦略分野
  - ・戦略分野「移動する」
- ◇第10回 戦略分野
  - ・戦略分野「健康を維持する・生涯活躍する」
- ◇第11回 戦略分野
  - ・戦略分野「スマートに生み出す・手に入れる」
- ◇第12回 戦略分野
  - ・戦略分野「スマートに暮らす」
- ◇第13回 新たな経済社会システム
  - ・人材育成・活用システム (雇用、労働、教育)
- ◇第14回 新たな経済社会システム
  - ・新陳代謝システム (イノベーション)
  - ・社会保障システム
- ◇第15回 新たな社会経済システム
  - ・ルールの高度化

- ◇第16回 新たな社会経済システム
  - ・経済の新陳代謝システム
  - ・ローカル、グローバルへの拡がり
- ◇第17回 「新産業構造ビジョン」全体取りまとめ
  - ・「新産業構造ビジョン」(案)取りまとめ

「なでしこ銘柄」は、2012年度より、東京証券取引所と共同で実施している事業で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。

2016年度は、47社を選定するとともに、新たな取組として、企業の将来的な成長を期待する観点から、「なでしこ銘柄」に準ずる企業(「準なでしこ」)を25社選定した。

## 2. 4. 架け橋プロジェクト

2015年4月、安倍首相が米国シリコンバレーを訪れ、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を発表した。これを受け、同年から、「人材の架け橋事業」・「機会の架け橋事業」を開始し、2016年から「企業の架け橋事業」を開始した。

「人材の架け橋事業」は、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった目線の高い新事業を創出する起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の育成を図る目的で、2017年度は審査を通過した126名を対象に国内プログラムを実施し、この中から20名を選抜してシリコンバレーに派遣した。

「企業の架け橋事業」は、高い技術力を持つスタートアップ等をイノベーション先端地域である米国シリコンバレー等に派遣し、グローバル展開の知見とネットワークを獲得し、新しい事業展開を推進する機会の創出を図ることを目的に、2017年度はシリコンバレーに19社、シンガポールに8社、オースティンに7社、EUに8社、イスラエルに8社を派遣した。

「機会の架け橋事業」は、「人材の架け橋事業」・「企業の架け橋事業」での成功事例や体験の共有・発信、スタートアップと大企業や投資家とのマッチング、我が国の

起業マインドの醸成等を目的に、2017 年はイノベーションリーダーズサミット、新事業創造カンファレンス& Connect!を開催・後援した。

## 2. 5. ベンチャー投資促進税制

スタートアップの成長のためには、事業会社からのリスクマネー供給を拡大する必要があるため、経営支援能力の高いベンチャーファンドを通じた資金供給について、産業競争力強化法に基づく税制優遇措置を創設した。具体的には、産業競争力強化法第 17 条による認定を受けたベンチャーファンドを通じてスタートアップに出資を行った企業は、当該出資額の 5 割を損失準備金として積み立て、その積立額の損金算入を認める税制であり、2014 年度から運用を開始し、2017 年度においては、産業競争力強化法に基づく「特定新事業開拓投資事業計画」を 1 件認定し、累計の認定件数は 10 件となった。

## 2. 6. 日本ベンチャー大賞

日本ベンチャー大賞は、次世代を担う若者や起業家のロールモデルとなるような、社会的インパクトのある新事業を創出した起業家やスタートアップを表彰し称えることにより、積極的に挑戦することの重要性や起業家への評価を浸透させ、もって社会全体のチャレンジ精神の高揚を図ることを目的としている。

2018 年 2 月には、第 4 回日本ベンチャー大賞表彰式を実施し、有識者で構成する審査委員会の選考により、多数の有カスタートアップの中から、内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞、農林水産大臣賞、審査委員会特別賞の受賞者を決定した。

## 3. 産業金融政策

### 3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

2016 年度に引き続き、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）に基づき公庫の実施する危機対応業務（指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫（公庫）による信用補完等を受けて実施する中堅・大企業向け資金繰り支援）を通じて、事業者への円滑な資金供給を促進した。

### 3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成 23 年 5 月 2 日法律第 39 号）により、以下 2 つの金融面での支援措置が実施された。

#### （1）ツーステップローン

低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して、その事業に必要な「低利」かつ「長期」の資金を供給するため、政策金融改革との整合性を保ちつつ、民間金融機関の融資ノウハウを活かす政策的金融支援であるツーステップローン（公庫→指定金融機関→認定事業者）が実施された。

2017 年度末時点の融資額は合計約 454 億円となった。

#### （2）リース保険制度

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人（一般財団法人低炭素投資促進機構、以下「GIO」という。）が、リース会社を相手方として回収不可能となったリース料の一部を補填する保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を補完してリースを行いやすくするもの。

2017 年度の契約引受件数は 3,054 件、引受保険金額は約 195 億円となった。

### 3. 3. 金融機能強化に関する検討・調査の実施

2017 年度は、ABL ならびに FinTech を活用した新たな資金調達手法等の利用実態を把握しつつ、その効果や課題を明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。また、実際に金融サービスを提供する金融機関等に対し、アンケートだけでは明確にならない実態について直接ヒアリングを実施し、他の金融機関等の参考となる有効事例についてとりまとめを行った。

具体的には、①ABL・電子記録債権の市場規模、取組状況及び普及促進に当たっての課題等に関する実態を把握するためのアンケート調査の実施、②FinTech の融資・審査への活用状況、クラウドファンディングへの取り組み状況、およびインターネットバンキングの普及・推進状況に関するアンケート調査の実施、③多様な



資金調達手法の提供に取り組む金融機関に対するヒアリング調査の実施及び事例の取りまとめなどを行った。

### 3. 4. ローカルベンチマーク

2017年度は、2016年度に引き続き、今後のローカルベンチマークの普及に向けた取組を促進するため、金融機関、支援機関、中小企業関連等の各種団体、有識者、士業関係や関係省庁を幅広く集めた「ローカルベンチマーク活用戦略会議」を開催した。

また、2017年度に実施した委託事業においては、金融機関と各支援者が取引先企業との間で実際にローカルベンチマークを活用するモデル事業を実施し、活用方法や課題抽出等を行うとともに、利用者から要望のあったツールの改善点に関する検証等を行った。これら委託事業の成果を元に、ローカルベンチマーク活用戦略会議において情報共有、議論を行うことにより、更なるローカルベンチマークの普及拡大に向けた取組を実施した。

### 3. 5. 産業・金融・IT融合 (FinTech) に関する検討

ITを活用して革新的な金融サービスを提供する動きであるFinTechについて、「産業・金融・IT融合に関する研究会」(FinTech研究会、2015年10月～)、「FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合」(FinTech検討会合、2016年7月～)での議論を踏まえ、2017年5月にFinTechに関する総合的な報告・提言として「FinTechビジョン」を取りまとめ、盛り込んだ課題と政策対応について、金融庁等をはじめとする関係省庁と連携しつつ政策対応を検討した。

また、FinTech普及の前提となる環境整備に向けた課題及び政策対応の検討のため、諸外国におけるキャッシュレス推進を中心とした施策動向や、小売等店舗へのアンケートを含めた現金決済の社会コスト及びキャッシュレス化の経済効果等について調査を実施した。

### 3. 6. 持続的成長に向けた長期投資

2016年8月に立ち上げた「持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投資) 研究会」において、企業と投資家等の長期投資を巡る現状と課題、方策について、集中的な検討を行い、その検討を踏まえ、2017年5月、企業が経営戦略や非財務情報等の開示を行う際や、投資

家が開示された情報を評価する際の手引となる「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」を取りまとめた。

また、「持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投資) 研究会」の提言及び議論の過程を、2017年10月、「伊藤レポート2.0」として取りまとめ、公表した。その後、2017年12月に、「価値協創ガイダンス」を踏まえた企業と投資家の対話の場として、「統合報告・ESG対話フォーラム」を立ち上げ、2018年3月までに5回にわたり、企業の統合的開示の好事例の分析、投資家の投資手法検討を行った。加えて、2018年1月には、「統合報告・ESG対話フォーラム」の分科会として「アクティブ・ファンドマネージャー分科会」を設立し、アクティブ・ファンドマネージャーが、どのように企業のESG要素や無形資産を考慮した投資実務 (企業分析・投資判断、対話・エンゲージメント等) を行っているのか (又は行えるのか) について、「価値協創ガイダンス」の活用方法も含めて、検討した。

## 4. 産業人材政策

### 4. 1. 背景

5年間のアベノミクスは、大きな成果を生み出し、「デフレではない」という状況を創り出した。名目GDPは56兆円増加し、11%成長、また、長らく実施されてこなかったベースアップが5年連続で実現された。加えて、有効求人倍率は26年ぶりの高い水準となり2年連続47全ての都道府県で1倍を超えた。正規雇用も4年前に増加に転じた。実質賃金も増加傾向にある。

また、個人消費や設備投資といった民需も、持ち直している。

他方、個人消費や設備投資といった民需は、持ち直しつつあるものの、足踏みがみられる。我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化、人口減少という構造的な問題に加え、イノベーションの欠如による生産性向上の低迷、革新的技術への投資不足がある。日本経済の再生を実現するためには、投資やイノベーションの促進を通じた付加価値生産性の向上に加え、労働参加率の向上を図る必要がある。

そういった問題意識の下、2016年9月に安倍総理大臣をトップとした「働き方改革実現会議」が設置された。

会議においては、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など非正規雇用者の処遇改善を含む9つのテーマについて議論を行い、2017年3月に「働き方改革実行計画」が策定された。これを受けて、同年9月には厚生労働省労働政策審議会にて労基法等の改正案について諮問が行われた上で、2018年通常国会に「働き方改革関連法案」が提出され、6月29日に可決・成立した。

また、2016年12月、あらゆる場面で快適で豊かに生活できる社会、いわゆる「Society5.0」を実現するため、第4次産業革命による産業構造や社会構造の転換を踏まえ、各産業で求められるスキルや能力等の人材育成について検討し、各省庁が実施すべき具体的な施策に反映させるため、構造改革徹底推進会合の下に「第4次産業革命 人材育成推進会議」が開催された。

これらの政府方針・動向に基づき、経済産業省として、次節に掲げる雇用・人材関連施策を実施した。

#### 4. 2. 総論

先に記載のとおり、我が国は人口減少に直面し、生産年齢人口は、2060年には半減、高齢人口は増加していく。このような環境下では人手不足は成長への最大の制約要因となる。実社会においては、あらゆる事業・情報が、データ化・ネットワークを通じて自由にやりとり可能になり、集まった大量のデータを分析し、新たな価値を生む形で利用可能になった。また、人工知能によって機械機会が自ら学習し、人間を超える高度な判断が可能になったほか、多様かつ複雑な作業についても自動化が可能になった。これらの技術革新によって、これまで実現不可能と思われていた社会の実現が可能になり、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性が出てきた。

これらのAIやロボット等テクノロジーの出現により、定型労働に加えて非定型労働においても省人化が進展し、人手不足の解消につながる反面、バックオフィス業務等、我が国の雇用のボリュームゾーンである従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事は、大きく減少していく可能性が高い。一方で、第4次産業革命によるビジネスプロセスの変化は、ミドルスキルも含めて新たな雇用ニーズを生み出していくため、こうした就業構造の転換に対応した人材育成や、成長分野への労働移動が必要となる。

こういった流れの中で、2017年、産業構造審議会 新産業構造部会において、第4次産業革命による就業構造の変化に対応するための「人材育成・活用システム」(雇用、労働、教育)の在り方について、議論を行った。

具体的には、産業政策、雇用労働政策にとどまらず、教育・人材育成、社会保障等、様々な政策を総動員した改革パッケージが必要との認識の下、「人材投資・人材育成の抜本拡充」「多様で柔軟な働き方の実現」「ITによる変化の加速化」の3つの政策の柱を提言した。

また、いわゆる「人生100年時代」を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を実施するため、2017年9月から安倍総理大臣を議長とする「人生100年時代構想会議」が開催された。同会議では、リカレント教育・高等教育改革などが主要なテーマとされ、本年6月に「人づくり革命基本構想」がとりまとめられた。

これらの方針に基づき、本年においては、経済産業省として、次節に掲げる雇用・人材関連施策を実施した。

#### 4. 3. 経済産業省で本年実施した雇用・人材施策

##### (1) 教育・人材育成

##### (ア) 第4次産業革命スキル習得講座認定制度

第4次産業革命は産業構造や就業構造に大きなインパクトを与えと言われる。とくに、AIやロボットの出現は、定型労働のみならず非定型労働においても省人化を進展させ、ビジネスプロセスそのものを大きく変容させると予想されている。この変化に伴い、仕事で求められる能力・スキルも大きく変化する。こうした急激な産業構造の転換に対応するためには、企業も個人も柔軟かつ迅速に対応していくことが必要であり、生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現するためには、「IT力」をはじめとして、働きながら求められる能力・スキルを獲得できる教育訓練の充実が必要となる。

そこで、経済産業省では、企業・産業の競争力強化や生産性向上等に資する社会人の職業能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的として、2018年1月に、「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」を創設した。この制度は民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を経済産業大臣が認定するものであり、また、厚

生労働省との連携によって、それらの講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たすものを「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の対象講座とすることとした。

第一回の認定では13事業者26講座が認定されており、また、2018年7月には、第二回として15事業者21講座を認定した。

#### （イ）社会人基礎力の育成

経済産業省では、「前に踏み出す力（アクション）」・「考え抜く力（シンキング）」・「チームで働く力（チームワーク）」の3つから構成される、社会で活躍するために求められる基礎的能力を「社会人基礎力」として定義し、「社会人基礎力」を大学教育等で育成する活動の普及・啓発を実施している。この一環として、2007年度から、大学におけるゼミや研究室等の取組により「社会人基礎力」が育まれた過程を学生が発表する「社会人基礎力育成グランプリ」を開催しており、2011年度から経済産業大臣賞を授与している。2017年度は、全国から45大学（55チーム）が参加するなど「社会人基礎力」育成の取組は全国の大学に広がりを見せている。

#### （ウ）産学が連携したキャリア教育の推進

経済産業省では2007年度から産業界と教育界の双方に通じた「キャリア教育コーディネーター」を配置し、地域で一体となったキャリア教育を関係団体等と連携しながら実施してきた。2011年2月に自立化した、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会では、キャリア教育コーディネーターの育成・認定等の事業を運営しており、2017年度までに、約305名がキャリア教育コーディネーターに認定され全国各地で活躍している。

また、先進的な教育支援活動を奨励・普及・促進するため、これらに取り組む企業・経済団体を表彰する「キャリア教育アワード」を2010年度に創設し、2011年度から経済産業大臣賞を授与しており、2017年度は、全国から43件の応募を得た。また、学校、地域・社会、産業界等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を、文部科学省と経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を2011年度から実施してお

り、2016年度は全国から20件の応募を得た。

さらには、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していく気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合同で、学校関係者、企業関係者等を対象とする「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。

#### （エ）我が国産業における人材力強化に向けた研究会

第四次産業革命や人手不足を背景とした事業環境の変化と「人材戦略」の重要性、スキルの賞味期限の短縮化と「社会人基礎力」の重要性、「人生100年時代」におけるキャリアや働き方の変化と環境整備の必要性の高まりを背景として、我が国の人材力の強化に向けた、個人・企業・政府や社会の取り組むべき方向性を整理するため、2017年10月、「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」が開催された。本研究会は、「人材像WG」と「中核人材確保WG」の2つが設置されて検討がなされ、本年3月に研究会報告書を取りまとめた。特にその中で、これまで以上に長くなる個人の企業・組織・社会との関わりの中で、ライフステージの各段階で活躍し続けるための力として「人生100年時代の社会人基礎力」を定義した。

#### （2）多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討

人口減少の進行や技術革新の進展等により、産業構造・就業構造が大きく変化することが予想される中、従来の企業との雇用関係を前提とした働き方のみでは、こうした外的環境変化に順応できず、働き手や企業双方において競争力を低下させてしまう恐れが指摘されている。そんな中、「兼業・副業」や、働く場所・時間等によらないフリーランス等の「雇用関係によらない働き方」が注目されている。

個人が主体性を持って自身の能力・スキルを活かすことができるこのような働き方を、働き方の選択肢として確立させることは、企業競争力強化のためにも重要である。

そこで、これらの働き方の社会環境整備を目的に、現状・課題の整理及び解決策の方向性を議論する場として、2016年11月、「雇用関係によらない働き方研究会」を

開催した。研究会は、働き手・企業等からの参画の上で計4回開催し、働き手約4,000人に対するアンケート調査を踏まえ、2017年3月に報告書を取りまとめた。

「雇用関係によらない働き方」と一言と言っても、それぞれの能力・スキルやこれまでのキャリアや「働くこと」に対する意識、置かれている環境によって、抱えている課題は異なる。報告書では、それぞれのカテゴリーに分けた政策の必要性について提言している。

本研究会等での検討結果は、「働き方改革実行計画」にも盛り込まれ、その後、厚労省にて「兼業・副業」や「フリーランス」の活用に向けた検討が進められている

### (3) 高度外国人材の受入促進

我が国経済がデフレから脱却し「価値創造」経済へと転換を図っていくためには、多様な価値観を持つ外国人を受け入れることで我が国の産業におけるイノベーションを促すとともに、外国人と日本人が切磋琢磨して専門的・技術的な能力を高めて労働生産性を向上させていくことが重要である。

そこで2012年、我が国では「高度人材ポイント制」として、高度外国人材の年収や学歴等によってポイントを付し、様々な優遇措置を講ずる在留制度を整備した。

さらに、2017年4月には「高度人材ポイント制」において70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を従来の5年から3年に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設した。また、その中でも、高度外国人材の中で特に高度と認められる者(80点以上のポイントで認められた者)については、永住許可申請に要する在留期間を1年としている。同特例による永住許可件数の実績(2017年4月から12月)は282件となっている。

### (4) 新たな外国人材の受入れに向けた検討

5年間のアベノミクスによって、有効求人倍率が47全ての都道府県で1倍を超える中、特に地方の中小企業を中心に、深刻な人手不足に直面している。

そのような労働市場の状況等を踏まえ、2月20日に開催された経済財政諮問会議において、安倍総理大臣から専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方に

ついて早急に検討を開始するよう菅官房長官と上川法務大臣に指示がなされた。

この総理指示を踏まえ、2月23日、政府内に一定の専門性・技能を有する外国人について、適切な受入れを可能とする新たな枠組みを作るため、関係府省局長級で構成される「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース」、関係府省課長級で構成される「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会」をそれぞれ設置し、夏の骨太の方針において、基本的な方向性について結論を得るべく、関係省庁において検討を開始した。

## 5. 知的財産政策

### 5. 1. 不正競争防止法改正に向けた検討について

知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会」では、データの不正利用の対応の在り方について検討が行われ、保護制度としては、データの利活用を阻害するおそれが指摘された排他的な権利の付与よりも、データに係る不正行為を類型化して規律することが望ましいとされた。さらに、「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)、「知的財産推進計画2017」(平成29年5月知的財産戦略本部決定)では、安心してデータをやり取りできる環境整備のため、不正競争防止法の改正を視野に入れた検討が求められた。

これを受け、経済産業省では平成28年12月より、産業構造審議会知的財産分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会(以下「営業秘密小委」)」において、第四次産業革命に向けた不正競争防止法に係る課題について審議され、①データの不正取得等を新たな不正競争行為として位置付けること、②ニーズに対応した技術的制限手段の保護対象の見直しを行うとの方向性が示された。

平成29年7月に「営業秘密小委」を廃止し、「不正競争防止小委員会(以下「不競法小委」)」を設置し、不正競争防止法改正に向けた具体的な議論を行った。計9回にわたる審議において慎重な議論が重ねられ「データ利活用促進に向けた検討 中間報告(以下「中間報告」)」として取りまとめた。

不競法小委では、データ提供者から、安心してデータが提供できる制度導入を求める声があった一方で、デー

タ利用者からは、過度に広範な行為を「不正競争」とすれば利活用を阻害するとの懸念が表明された。このため、新たなデータの制度としては、提供者と利用者の保護のバランスを考慮し、最小限の規律を設けることが基本方針とされた。この方針の下、保護対象は、ビッグデータ等を念頭に、ID・パスワード等により管理し、相手方を特定して提供する商業的価値のあるデータとし、対象となる「不正競争」は、アクセス権原の無い者による侵害行為、データ取引のうち信義則に著しく反するような行為、不正な経緯を知っているにもかかわらずデータ保有者以外の者から転得する行為等、悪質性の高い行為に限定して規律を設けることとされた。

また、暗号化技術等の技術的な保護手段について、保護対象の拡大や、技術的制限手段を無効化するサービスや符号の提供行為の追加をすることとされた。

その後、平成30年通常国会に不正競争防止法を改正する法案を提出し、平成30年5月23日に、「不正競争防止法の一部を改正する法律」が成立し、同月30日に公布された(施行日:公布日から1年6カ月以内等)。

## 5. 2. 営業秘密保護のための取組

近年、我が国において、技術情報を始めとする企業情報が内外に流出する事例が相次いで発生しており、先進技術が流出する事例が多数報告されている。また、サイバー攻撃を始めとして、その手口は高度化・巧妙化が進んでおり、事態の一層の深刻化が想定される。また、ビッグデータ、AIの実装が進展する第四次産業革命を背景に営業秘密の管理方法も多様化している。そのため、経済産業省では、営業秘密保護に係る取組を強化している。

第四次産業革命を背景に、前述の営業秘密小委においては、営業秘密の保護強化のための議論も行われ、産業界からの要望等を踏まえ、①クラウド管理等、情報の管理形態の多様化等を踏まえた営業秘密管理指針等の記載を充実させること、②ビッグデータ等の解析技術の進展等を踏まえ、分析技術等を想定し、不正使用の推定規定(不正競争防止法第5条の2)に新たに追加すべき対象を検討することが方向性として示された。②の推定規定については、その後、不競法小委において更なる議論

が行われ、「技術上の秘密」として、「分析方法」及び「評価方法(予測方法を含む)」を対象とすること、「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」として、「当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる情報の提供行為」を対象とすることが中間報告として取りまとめられた。

官民連携の取組を継続的に進め、最新の攻撃手法の情報共有を強化し、対策の高度化を推進する場としては、官民の実務者による「営業秘密官民フォーラム」を年1～2回開催している。第3回目のフォーラムを2017年6月に開催し、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行ったほか、営業秘密官民フォーラムによるメールマガジン「営業秘密のツボ」を月1回配信しており、このメールマガジンを通じて、営業秘密関係の判決情報や営業秘密侵害事犯に関する検挙情報、漏えい対策に関する最新情報、各種セミナーなどのイベント情報等を共有し、関係者の連携強化に繋いでいる。

## 5. 3. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産(特許・ブランド・ノウハウ等)、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい無形の経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで企業価値と競争力の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の普及に向け、様々な検討を重ねてきている。

2017年11月には、同年で13回目となる「知的資産経営WEEK2017」を民間団体、民間企業、大学等の協力を得て開催した。イベント中のシンポジウムでは、知的資産の事例や分析方法について議論を行った。

## 6. 企業法制の課題に関する取組・企業会計

### 6. 1. コーポレート・ガバナンスに関する取組

#### (1) 研究会関連

経済産業省が事務局を務める「CGS研究会」(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)により取りまとめられた報告書「CGS研究会報告書―実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引―」(2017年3月10日公表)

を踏まえ、経済産業省において、我が国企業のコーポレートガバナンスの取組の深化を促す観点から、各企業において検討することが有益と考えられる事項を盛り込んだ「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGS ガイドライン)を2017年3月31日に策定・公表した。なお、同ガイドラインにおける提言も踏まえ、東京証券取引所において、2017年8月に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の様式及び記載要領の一部改訂が行われ、退任した社長・CEOが就任する相談役、顧問等について、氏名、役職・地位、業務内容等を同報告書において任意記載事項として開示する制度が創設されている(2018年1月1日以降に提出される同報告書から、改訂後の様式及び記載事項を用いた記載が可能となっている)。

また、CGS研究会で問題提起されていたグループガバナンスの在り方について、実務を踏まえて議論するとともに、コーポレートガバナンス改革を「形式から実質」へと深化させる観点から、CGSガイドラインのフォローアップを行うため、2017年12月より「CGS研究会(第2期)」を立ち上げ、議論を進めている(2018年3月末までに計4回開催)。

CGSガイドラインのフォローアップについては、CGSガイドラインで提言されている主要項目についての企業の取組状況等を把握するべく、2017年12月にコーポレートガバナンスに関する企業アンケート調査を実施するとともに、この調査結果も踏まえ、CGS研究会(第2期)においてコーポレートガバナンス改革の現状評価と実効性向上に向けた課題について検討を行い、2018年3月30日、CGSガイドラインのフォローアップ結果を取りまとめ、公表した。

## (2) 会社法制の見直しに関する審議への対応

2017年4月から、法務大臣の諮問機関である法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会において、会社法制の見直しに関する審議が行われている。経済産業省からは産業組織課長が幹事として出席(株主総会資料の電子提供制度が審議される部会には企業会計室長が関係官として出席)し、同部会において検討されている事項のうち、特に、株主総会資料の電子提供制度、取締役等への適切なインセンティブの付与(取締役の報酬等、会

社補償、役員等賠償責任保険契約等)、社外取締役の活用等(業務執行の社外取締役への委託、監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任、社外取締役を置くことの義務づけ)、株式交付制度を中心に、意見書の提出、同部会における発言やパブリックコメントの提出を行っている(2018年3月末までに計10回開催)。法務省は同部会において2018年2月に取りまとめられた「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」のパブリックコメントを2月28日~2018年4月13日まで実施した。

## (3) 関連税制

企業の機動的な事業再編を促すため平成29年度税制改正において、海外では一般的に行われているスピノフ(特定の事業部門や完全子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる取組)の実施時に発生する譲渡損益等に係る課税の繰延措置について要望を行い、2017年4月1日に当該措置を盛り込んだ法人税法が施行された。そこで、スピノフの活用を促すため、2018年3月30日に『「スピノフ」の活用に関する手引』を作成・公表した。

また、平成29年度税制改正において、平成28年度に引き続き、我が国企業の「稼ぐ力」の向上に向け、経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与するための株式報酬や業績連動報酬の導入を促進するため、損金算入の対象範囲の拡大等の措置がなされた。そこで、経済産業省において、2017年4月28日に、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため、『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(平成29年4月28日時点版)』を作成・公表した。また、2017年9月29日に、改正法人税法の10月1日施行部分の内容(特定譲渡制限付株式等)や4月の施行以降に明確になった解釈についてQ&Aを更新する等、手引の改定を行い公表した。

さらに、企業の機動的な事業再編を促すため、平成30年度税制改正において、改正産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定を前提に、株式対価M&Aに係る株式譲渡損益の課税繰延措置を創設するとともに、スピノフの準備のため、完全支配関係がある法人間で行

われる組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の際の組織再編税制の適格要件を緩和する（法人税法本則の改正）税制改正が行われた。

## 6. 2. 企業会計

### (1) 経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）とのコンバージェンス（収れん）も進み、EUとの同等性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され（2013年6月）、グローバルな基準改善への貢献（発言権の確保）及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

### (2) 企業財務委員会

経済産業省では、我が国における企業会計基準の国際的整合性の確保及び関連諸制度の整備に向けた議論を行うため、1999年より企業財務委員会を開催している。委員は企業のCFO（最高財務責任者）等により構成され、国内外の有識者等を講師として、企業の持続的成長や競争力を支える経済インフラとしての企業会計・開示、内部統制のあり方など、企業活動全般に係る課題について、企業経営の視点から議論を行っている。

### (3) IFRS対応方針協議会

我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や、オールジャパンとしての意見の集約・発信等を図ることを目的として、2013年9月、前身である「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会（注）」を改組するかたちで、「IFRS対応方針協議会」が設置された。

（注）「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」は、2011年に国際会計基準審議会（IASB）が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応し、IA

SBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置されたもの。

同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省が参加している。

2017年度において、本協議会は、3回開催されており（2017年6月、9月、12月）、IFRSの任意適用の積上げに向けた取組について情報共有がなされるとともに、IFRSを改善すべき主要な論点として、特に、（1）当期純利益とOCI（その他の包括利益）、（2）のれんの償却（3）財務業績計算書における小計の表示の考え方に関して引き続き意見を発信していくことが確認された。

## 6. 3. 開示・企業と投資家との対話

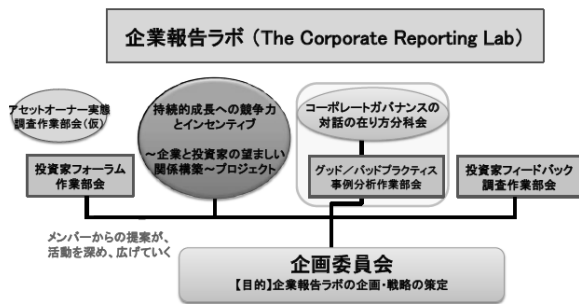
### (1) 「企業報告ラボ」

#### (ア) 設立目的

経済産業省は、企業と投資家が、企業価値の向上に向けた対話や開示の在り方を検討、調査、提案する場として、「企業報告ラボ(The Corporate Reporting Lab)」を設立した（2012年7月13日）。本ラボは、（1）企業と投資家が集い、双方の対話に関するそれぞれの認識の違いを理解し、共通の理解や言葉を探ることで、より建設的な対話を促すこと、（2）日本市場に関心を持つ海外投資家を含む、内外の関係者とのネットワークを構築するとともに、日本からのメッセージを発信すること、の二つを大きな目的としている。

#### (イ) 活動と主な成果

投資家、学者、関係組織・オブザーバー（制度関係者）で構成される「企画委員会」を中心に、参加するメンバー自らがラボの進め方やプロジェクトを提案し、それを実現する形で「コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会」等が設置されている。



(参考図：企業報告ラボの全体像)

#### (A) 企画委員会

企画委員会では、中小型株企業のガバナンス及び投資家とのコミュニケーションの在り方、Non-GAAP指標等に関する調査の報告、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組につき、議論が行われた。

#### (B) コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会

事業会社が開示と対話を通じて海外投資家とどのように向き合うか、また日本全体のコーポレートガバナンスをどのように海外発信するか等について、議論・調査・提言等を行うことを目的としている。2017年度は、経済産業省が公表した、企業価値向上を目的として企業が具体的に検討すべき事項や取り組むべき事項を示す実務的な指針としての「CGSガイドライン」、本指針に別添されている「経営人材育成ガイドライン」及び「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」について、経済産業省から説明を行い、各ガイドラインの普及に向けた方策等について議論が行われた。

#### (2) 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会 (企業情報開示検討分科会、株主総会のあり方検討分科会)

「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」(2014年9月に設置)では、企業経営者、投資家、市場関係者、有識者、関係団体や関係省庁等の参加の下、企業と投資家との対話の在り方について、4回にわたり幅広い観点からの議論がなされてきた。

2015年度において、本研究会は、企業と投資家が質の高い対話を通じて相互理解を深め、中長期的な企業価値創造

を行うための環境づくりを提言した(2015年4月)。具体的には、統合的な企業情報開示や中長期の投資判断に有用な情報の充実、対話型の株主総会プロセスに向けた日程の設定や電子化の促進等、「対話先進国」に向けた方策が示されている。

#### (3) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会

2015年4月に取りまとめられた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の報告書の方向性を踏まえ、『「日本再興戦略」改訂2015』が閣議決定され(2015年6月)、「統合的開示に向けた検討等」や「株主総会プロセスの見直し等」が盛り込まれた。

これらを受け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」及び「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」において具体策の検討が行われた。

#### 「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」

(2015年11月9日設置)では、企業、投資家、有識者、証券代行、常任代理人、証券取引所、議決権行使助言会社、会計監査人などの株主総会プロセスに関わる多数の関係者や関係省庁等の参加の下、企業と株主・投資家との対話促進に向け、株主総会プロセスの電子化を促進するための課題や必要な措置や、株主総会日程の適切な設定に向けた対応策につき、計6回の会合を通じて、集中的な検討を行い、2016年4月21日に報告書を取りまとめた。

具体的には、持続的価値創造に向けた質の対話を促進すべく、情報開示を充実させ、株主の議案検討期間を確保するための具体策に取り組む必要があるとして、招集通知関連書類について、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で新たな制度整備を求めると、(1)株主総会の招集通知等の電子提供、(2)議決権行使プロセスの電子化、(3)株主総会関連日程の適切な設定、(4)対話支援産業の役割等に関する提言を示した。

#### (4) 株主総会関連日程設定の柔軟化に対応する法人税の申告期限の見直し

平成29年度税制改正において、経済産業省の要望により、「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制の一環として、企業と株主・投資家との充実した対話を促すため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、



決算日から3か月を越えた日に株主総会を開催する場合、総会後に法人税の確定申告を行うことを可能とする措置が講じられた（2017年4月1日施行）。

さらに、企業が法人税等の申告期限の延長の特例の適用を受ける際の参考となるよう、改正後の法人税法等の解釈等について、国税当局及び総務省にも確認の上、整理及び公表を行った（2017年4月18日）。

#### （5）国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入に伴う所要の措置

国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入に合わせ、平成30年度税制改正において、法人税における収益認識等についても法令上の明確化が実施された。また、返品調整引当金制度及び長期割賦販売における延払基準の選択制度が廃止されるとともに、制度廃止に伴う激変緩和策として経過措置が講じられた。（2018年4月1日施行）

#### （6）「対話型株主総会プロセス」の実現に向けた関係者による取組状況のフォローアップ

2017年度に続き、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の提言内容について、関係者による取組状況のフォローアップを実施（2018年2月）し、株主総会資料の電子提供制度に係る法制審議会での議論の進捗状況、法人税等の申告期限を株主総会後まで延長できる制度の導入、議決権行使プラットフォームの普及状況、発行会社による株主総会関連日程の見直し状況等が確認された。

#### （7）事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討

2019年前半を目途として国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現を目指し、投資家・株主との建設的な対話に積極的な企業等の参画を得て、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行った。金融審議会でのこれまでの検討も土台にしながら、事業報告・計算書類と有価証券報告書の開示内容の共通化について検討を行い、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（平成29年12月28日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省）を策定し、検討状況を取りまとめるとともに、引き続き、一体的開示例・関連する課題等について検討することとした。

## 6. 4. 企業の社会的責任（CSR）

### （1）CSRに関する調査・研究

一般社団法人企業活力研究所が企業のCSR責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005年度から開催している。本研究会は、経済産業省のサポートにより、2004年に設立された。以降、経済産業省はオブザーバーとして参加している。2016年度は、「社会課題（SDGs等）解決に向けた取り組みと国際機関・政府・産業界の連携のあり方に関する調査研究」という研究テーマのもと、日欧企業へのアンケート調査等を通じてSDGsを中心とした企業の社会課題解決に向けた取組及びステークホルダーとの連携状況について分析し、そのあり方について課題抽出と提言を行った。

### （2）EUや国際機関との連携

日EU産業政策対話において、実務者レベルでCSRに関する議論を行う「CSRワーキンググループ」を設置した（2013年10月26日）。2016年度においては、第3回会合をベルギーのブリュッセルで開催し（2016年11月7日、8日）、日EU双方は、長期的な企業競争力向上と責任ある企業行動の両立を図っていく必要性と、国連ビジネスと人権指導原則の尊重について、政策上の価値観を共有した。また、第2回に新設されたビジネスセッションにおいて、日EUの企業間でベストプラクティスの共有を行った。

## 7. 競争政策

### 7. 1. 概要

企業の経済活動のグローバル化・デジタル化に伴い、国境を越えてオンライン上で行われる取引など、これまでに見られなかった経緯で変化の早い取引が広く行われるようになる中で、行政による適正な競争環境整備に向けた取組の重要性が高まっている。

経済産業省は、産業界や企業からのニーズを受けて、適正な競争環境を整備するため、競争政策の在り方や競争法に関する調査・提言などを行っている。

## 7. 2. 2017年度の主な取組

### (1)第四次産業革命に向けた競争政策の在り方に関する研究会について

2016年に実施した、「第四次産業革命に向けた横断的  
制度研究会」の報告書において、「情報の集積」がプラ  
ットフォームの競争力の源泉として機能していると指  
摘したことを受け、「第四次産業革命に向けた競争政策  
の在り方に関する研究会」を2017年1月から開催し、  
同年6月に報告書を公表した。研究会では、①データの  
集積・利活用の実態について、幅広く事例を集めて類型  
化し、②データの集積・利活用に関する競争政策上の論  
点を整理し、③欧米の議論も踏まえつつ公正・自由な競  
争による絶え間ないイノベーションを実現するための  
考え方を提示。報告書では、ビジネスをデータの活用段  
階に応じて「4つのモデル」に分類するとともに、デー  
タが競争環境に与える影響を捉える「3つのステップ」  
を提示し、モデル毎に判断のポイントを提示した。

### (2)国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会について

昨今、ビジネスのグローバル化、第四次産業革命のも  
とで「データ」を活用したビジネスモデルの多様化が進  
むなどイノベーションの進展、レピュテーションリスク  
が増大する中で企業に対するコンプライアンス要請の  
さらなる高まり等、日本企業を取り巻く経営環境が大き  
く変化している状況を踏まえ、「国際競争力強化に向け  
た日本企業の法務機能の在り方研究会」を2017年1月  
から開催し、2018年4月に報告書を公表した。日米企  
業の法務部門のデータの比較や関係者へのヒアリング  
結果等を踏まえつつ、これからの「企業法務」に求めら  
れる新たな役割を整理し、日本企業の競争力強化に資す  
る経営と法務機能の在り方を中心に議論を重ね、ここか  
ら明らかになった日本企業の課題と克服に関する提言  
等を取りまとめた。

### (3)事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

産業競争力強化法では、一定以上の国内売上高合計額  
を有する申請会社の事業再編計画等の認定に当たり、主  
務大臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公

正取引委員会と協議を行うこととなっている。これによ  
り、主務大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我  
が国産業の国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑  
化に資することが期待されている。

なお、2017年度は事業再編計画等の認定について、  
新規に協議を行った案件はなかった。

### (4)海外競争当局の執行状況等調査(海外ガン・ジャン ピング規制についての実態と対策調査)

企業活動のグローバル化が進む中、企業結合(合併)  
もグローバルレベルで行われるケースが増えてきてお  
り、日本企業と海外企業の企業結合のみならず、日本企  
業同士の企業結合であっても海外で届出を要するケー  
スが増えてきている。

こうした背景を踏まえ、企業のコンプライアンスへの  
活用や適正な競争環境整備に向けた政策の企画立案の  
基礎資料とするため、各国・地域におけるガン・ジャン  
ピング(審査完了前のM&A取引実行)規制について、各  
国・地域の制度、執行事例及び類型ごとの対策をまとめ  
た。

## 8. 女性の活躍推進等

### 8. 1. 女性活躍推進に向けた取組

#### (1) 政府における女性活躍推進の取組

(ア)「女性活躍加速のための重点方針2016」の策定

「2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%」  
達成に向けた取組の加速化のため、2016年5月20日に  
開催されたすべての女性が輝く社会づくり本部(第5回)  
にて、「女性活躍加速のための重点方針2016」を決定し  
た。重点方針は、I.あらゆる分野における女性の活躍、  
II.女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、III.  
女性活躍のための基盤整備の3つの柱立てで構成され  
ており、2017年度の各府省概算要求等に反映していく  
こととなる。

経済産業省の関連では、I.あらゆる分野における女  
性の活躍において、女性リーダー育成やダイバーシティ  
経営の推進、女性起業家支援の体制整備が盛り込まれた。

(イ)「日本再興戦略」における女性活躍推進

2016年6月2日に取りまとめられた「日本再興戦略  
2016」において、新たに講ずべき具体的施策として、「ダ

イバーシティ経営の実践の促進」が盛り込まれた。

これを受けて、経済産業省では、2016年8月に「競争戦略としてのダイバーシティ経営（ダイバーシティ2.0）の在り方に関する検討会」を立ち上げて、ガイドラインを策定した（詳細は、後述の（3）ダイバーシティ経営の推進）。

#### （ウ）国際女性会議 WAW!

2016年12月13日から14日に、安倍政権における最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、国際女性会議「WAW!2016」が昨年に続き、開催された。

（エ）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、より豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めるために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年8月28日成立した。同法は、2016年4月1日に施行され、労働者301人以上の企業に対して、女性活躍に関する数値目標を含めた自主行動計画の策定・公表を義務づけている。

#### （2）男女共同参画推進

男女共同参画に向けた取組については、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画に関する企画立案業務を担う男女共同参画会議（議長：官房長官、議員：関係閣僚、有識者）の下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2014年10月、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、今後新たな基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問を受け、2015年12月1日、男女共同参画会議は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を行った。本答申を踏まえて、「第4次男女共同参画基本計画」は策定され、2015年12月25日に閣議決定された。

「第4次男女共同参画基本計画」は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱である。政策領域I～III（Iあらゆる分野における女性の活躍、II安全・安心な暮らしの実現、III男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備）の下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、それぞれ2025年度末までの「基本的考え方」並びに2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」、「成果目標」を設定している。

経済産業省関連では、経済分野における女性の活躍推進につき、主に、企業における女性の参画拡大として、「見える化の推進」に「なでしこ銘柄」の選定、「インセンティブ付与」に「ダイバーシティ経営企業100選」が明記され、女性起業家に対する支援も、起業家に占める女性の割合を30%以上を維持するという成果目標とともに、盛り込まれた。

## 8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組

### （1）ダイバーシティ経営の推進

企業におけるダイバーシティ経営の推進についての取組を支援するために、2012年度より「ダイバーシティ経営企業100選」を行っている。本事業では、「優れたダイバーシティ経営企業」を選定・表彰し、ベストプラクティスとして広く発信することにより、積極的に取り組む企業のすそ野を広げることを目的としている。2017年度は、21社（大企業9社・中小企業12社）の表彰を行った。

2017年度からの新たな取組として、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」に基づき、中長期的な視点からダイバーシティ経営を推進している企業を「100選プライム」として選定した。

### （2）なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012年度より、東京証券取引所と共同で実施している事業で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。2017年度は、48社を選定した。

### (3) 女性起業家支援及び女性リーダー人材育成の推進

2016 年度より、女性ならではの起業課題に対応するために、地域の金融機関、創業支援機関等に加え、先輩女性起業家・キャリア支援機関等の様々な支援機関からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国 10 か所に形成し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。

さらに、2017 年度より、潜在起業希望者等に向けた起業の普及に関するイベントの開催や女性起業家支援コンテストによる支援事例の発信等により、女性の多種多様なニーズに応える支援環境を整備した。

また、2018 年 1 月 14 日から 19 日に、公益法人と連携し、「女性リーダー育成研修」として、企業の幹部候補の女性を対象に、ハーバード・ビジネス・スクールの教授陣を招いた企業横断的な研修を実施し、地方企業や中堅中小企業を含め 59 社・59 名の参加を得た。1 月 19 日のレセプションには、安倍総理も参加し、女性リーダーの人材育成の重要性に関する認識共有を図り、国内外への情報発信を実施した。